

砺波市農業委員会 5 月総会議事録

開催日時 令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 2 時

開催場所 砺波市役所 3 階 小ホール

出席した委員 27 名

1 番	西原 登	16 番	飯田 真紀
2 番	堀田 敬三	17 番	亀永 理恵
3 番	吉田 一馬	18 番	土田 英雄
5 番	林 政樹	19 番	中村 栄克
6 番	前野 久	20 番	満保 雅春
7 番	石田 智久	21 番	今井 久人
8 番	鴨井 克之	22 番	松原 光雄
9 番	川邊 洋	23 番	黒田 英嗣
10 番	舘 和香子	24 番	山本 渉
11 番	樋掛 雅彦	26 番	源通 一郎
12 番	田嶋 和樹	27 番	齋藤 徹
13 番	森田 修	28 番	片山 雅喜
14 番	松浦 正一	29 番	水野 勢津子
15 番	飯田 輝一		

欠席した委員 2 名

4 番	柴田 泰利	25 番	小幡 直也
-----	-------	------	-------

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3 名

事務局長	小西 啓介	主幹	大石 哲也	主任	深尾 芽生
------	-------	----	-------	----	-------

農業振興課 1 名

農地調整係	主任	平塚 伸治
-------	----	-------

付議案件

議事

- | | |
|----------|---|
| 1) 議案第4号 | 農地法第3条の規定による所有権移転許可について |
| 2) 議案第5号 | 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請
に対し意見決定について |
| 3) 議案第6号 | 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定
転用許可申請に対し意見決定について |
| 4) 議案第7号 | 事業計画変更の申請に対し意見決定について |
| 5) 議案第8号 | 農用地利用集積等促進計画に対し意見決定について |

報告

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1) 報告第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について |
| 2) 報告第2号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について |
| 3) 報告第3号 | 農業経営改善計画の認定等について |

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度・砺波市農業委員会5月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、川邊会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。農作業の繁忙期となりまして、何かと出席が難しい時期となりましたが、まげて出席いただきましたことお礼申し上げます。

本日は総会終了後に運営委員会を予定しております。運営委員のみなさまにおかれましては、ご出席をお願いいたします。内容については、年間行事計画の案について審議する予定です。来月の総会でみなさんに審議した内容をお話しできるかと思えます。簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中27名のご出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号20番 満保 雅春 委員・議席番号21番 今井 久人委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第4号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書全件朗読)

番号１と２は、耕作者が引き続き農地として利用するため譲り受けます。
譲受人は、農地法第３条第２項各号に掲げられている「効率的な利用」
「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条
件を満たしています。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第４号」につきまして、ご
質問等がありましたら挙手願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 齋藤委員、どうぞ。

齋藤委員 １番について、申請地は譲渡人が相続した農地です。県外にお住まいで
農地の管理等が難しいことから、現在の耕作者である譲受人と相談して、
譲受人が引き続き農地として利用するために所有権を移転するというこ
とで話がまとまったものです。ご承認よろしく願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 ２番について、昨年所有者が亡くなり、相続人が不在で所有権が宙に浮
いた状態になっていました。行政書士に相談して相続財産の清算人となっ
てもらい、現在の耕作者である譲受人が農地を引き続き維持するため、所
有権を取得するというで話がまとまったものです。ご承認よろしくお
願います。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第４号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして「議案第５号 農地法第５条第１項の規定による所有権移転
転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局

議案書の２ページをお願いします。

今月の案件は、４件でございます。

（議案書番号１朗読）

転用案件の別添資料の１ページから５ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域であり、農地区分は「第３種」になります。農地転用の許可基準は、「第３種農地の原則許可」に該当します。こちらの案件は議案第７号番号１と関連する案件となります。申請の農地は、平成３年に譲渡人が一般住宅を建築する目的で転用の許可を受け、宅地造成が済んでいます。譲渡人は、自己の都合により、住宅の建築が未着工のままとなり、このたび、譲受人に売り渡すことになりました。このため、あらためて農地転用申請を行います。申請者は、不動産業等を営んでおり、生活及び交通の利便性が高い申請地において、共同住宅を計画しています。

（議案書番号２朗読）

別添資料の６ページから１０ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域であり、農地区分は「第３種」になります。農地転用の許可基準は、「第３種農地の原則許可」に該当します。申請者は、申請地において従業員の駐車場を計画しています。

（議案書番号３朗読）

別添資料の１１ページから１５ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第３種」になります。農地転用の許可基準は、「第３種農地の原則許可」に該当します。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地において、分譲宅地を計画しています。

（議案書番号４朗読）

別添資料の１６ページから２０ページまでと併せてご覧ください。

申請地は１０ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第１種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。申請者は、土石販売業を営んでおり、資材置き場が不足しているため、事業地の拡張を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第５号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 林委員、どうぞ。

林 委 員 １番について、平成３年に一度転用許可がおりた土地です。県外に居住する譲渡人が砺波に戻ってきて、住宅を建てて住もうとしていましたが、諸事情により取りやめとなりました。譲受人が共同住宅の建設用地として取得したいという申入れがあったことから、転用許可を改めて申請し譲渡します。ご承認よろしく願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 西原委員、どうぞ。

西原委員 ２番について、以前から駐車場が不足していたことから、事務所から近く周囲を宅地で囲まれている申請地において駐車場を整備します。一時利用していた工場敷地内や借りていた公民館敷地に駐車していた分を含めて４０台ほど停められるよう計画しています

３番について、市街地に近く交通の利便性が高いことから、分譲宅地として計画しています。ご承認よろしく願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 松浦委員、どうぞ。

松浦委員 ４番について、昨年１２月の総会において農振除外の申請を審議いただいて承認された案件です。資材置場が不足しているということで隣接農地において拡張を計画しています。ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第５号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第6号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・
使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願
います。

事 務 局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の21ページから25ページまでと併せてご覧ください。
申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」
になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。申請者の
実家に隣接する申請地で、分家農家住宅を計画しています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第6号」につきまして、ご
質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 西原委員、どうぞ。

西原委員 以前に農振除外について審議いただき、承認された案件です。実家の家
族と今後も協力しながら生活することを希望しており、貸人の住居に隣接
する農地で分家住宅を計画しています。ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第6号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第7号 事業計画変更の申請に対し意見決定につい
て」事務局より説明願います。

事務局 議案書の4ページをお願いします。今月の案件は、1件でございます。
こちらの案件は、議案第5号の番号1でご説明したとおりです。このたび、土地の譲渡に伴い所有権が移転することから、事業計画を変更します。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第7号」につきまして、
ご質問等がありましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第7号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第8号 農用地利用集積等促進計画に対し、意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の5ページから6ページをお願いします。
3月末締め切りの農地中間管理事業は、18件、87筆、約7haの申し込みがありました。5月末に公告を予定しています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第8号」について、補足説明
やご質問等がありましたら、挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第8号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号から報告第3号について、事務局より説明願います。

事務局 （報告第1号・第2号・第3号説明）

議長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

これにて閉会いたします。

（閉会 14：30）